

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	障がい者福祉に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

板野町は、障がい者福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

障がい者福祉関連事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結するとともに、情報の利用等について定期的に監査を実施している。

## 評価実施機関名

板野町長

## 公表日

令和1年6月21日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障がい者福祉に関する事務
②事務の概要	<p>身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、障害者の日常生活、社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法などの関連法の規定に基づき、総合的な障がい福祉サービスの提供を行っている。</p> <p>障がい者福祉関係事務において、特定個人情報を以下のとおり取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①所得、課税及び扶養情報等の税情報、生活保護情報、住基情報の照会</li><li>②転出及び転入世帯の番号取得及び住基照会</li><li>③転入世帯の所得、扶養及び課税情報照会</li><li>④医療保険情報の照会</li><li>⑤年金情報の照会</li></ul> <p>特定個人情報は、以下の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①身体障害者手帳交付に関する事務</li><li>②精神障害者保健福祉手帳交付に関する事務</li><li>③自立支援医療に関する事務</li><li>④障がい者福祉サービスに関する事務</li><li>⑤障がい児通所支援に関する事務</li><li>⑥自立支援補装具に関する事務</li><li>⑦地域生活支援事業に関する事務</li><li>⑧市町村事務共同処理業務(障害者総合支援給付支払等業務)</li></ul> <p>板野町において市町村事務共同処理事務を国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、個人番号が記載された受給者異動連絡票(訂正連絡票)を提供している。</p>
③システムの名称	<p>福祉総合システム 中間サーバ、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 伝送通信ソフト</p> <p>※伝送通信ソフトは国保連合会が障害者総合支援給付支払等システムにて使用する。 データについて、電子メール方式で市町村等と国保連合会でデータの送受信を行うシステムのこと。 なお、市町村と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。</p>

## 2. 特定個人情報ファイル名

障がい福祉台帳ファイル 統合宛名ファイル	伝送通信ファイル 受給者情報異動連絡ファイル 受給者情報訂正連絡ファイル ※伝送通信ソフトのファイルを暗号化し、国保連合会へ送信する。
-------------------------	--

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第8、12、34、84項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1第3項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号 別表第二</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別表第二における情報提供の根拠 8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項</li> <li>・別表第二における情報照会の根拠 10、11、12、16、20、53、108、109、110の項</li> </ul> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項及び別表第2第3項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人番号の提供に関する条例施行規則第13条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健課
②所属長の役職名	福祉保健課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒779-0192 徳島県板野郡板野町吹田字町南22番地2 板野町役場総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒779-0192 徳島県板野郡板野町吹田字町南22番地2 板野町役場総務課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input type="checkbox"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

